

令和5年度 第1回静岡県環境審議会 会議録

| | |
|-------------|---|
| 日 時 | 令和5年7月14日（金）午後3時から午後4時37分まで |
| 場 所 | 県庁本館4階 特別会議室 |
| 出席者 職・氏名 | <p>委 員（敬称略、五十音順）（15名） 今井 佳子、大石 哲司、小野寺 郷子、亀井 暁子、木村 浩之、近藤 多美子、小杉山 晃一、齋藤 寛、勝呂 恭正、鈴木 琢磨、谷 幸則、名倉 光子、藤川 格司、牧野 正和、山本 早苗</p> <p>事務局（県側出席者）（17名） 高畑くらし・環境部長、山田くらし・環境部長代理、光信くらし・環境部理事、村松くらし・環境部参事、渡邊くらし・環境部参事、宮崎くらし・環境部参事、伊藤くらし・環境部参事、杉本環境局長、佐藤環境政策課長、深江環境ふれあい課長、上家自然保護課長、佐々木鳥獣捕獲管理室長、松野富士山・南アルプス保全室長、大坪生活環境課長、太田水資源課長、望月盛土対策課長、太田衛生課長</p> |
| 議 題 | <p>1 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区等の指定 ・河川における環境基準の水域類型の見直しについて ・流域水循環計画の策定について <p>2 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉部会審議結果 |
| 配布資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度第1回静岡県環境審議会 次第 ・座席表 ・静岡県環境審議会 委員一覧 ・静岡県環境審議会 特別委員一覧 ・県側出席者一覧 ・静岡県環境審議会条例 ・諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区等の指定 【資料 1-1, 1-2, 1-3】 河川における環境基準の水域類型の見直しについて 【資料 2-1, 2-2, 2-3】 流域水循環計画の策定について 【資料 3-1, 3-2, 3-3】 ・報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 温泉部会審議結果 【資料 4】 |

1 議事

(1) 諮問事項

- ・鳥獣保護区等の指定
- ・河川における環境基準の水域類型の見直しについて
- ・流域水循環計画の策定について

(2) 報告事項

- ・温泉部会審議結果

2 審議内容

(1) 会議成立の確認

委員 20 人中 15 人出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

(2) 諮問事項

- ・鳥獣保護区等の指定

令和 5 年 6 月 2 日付けで知事から諮問のあった「鳥獣保護区等の指定」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) それでは、次第に沿いまして議事を進めます。円滑な議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。まず、諮問事項として、「鳥獣保護区等の指定」につきまして、自然保護課長から説明をお願いします。

(自然保護課長) それでは、諮問事項の「鳥獣保護区等の指定」について、ご説明します。21 ページの資料 1 - 3 をごらんください。

まず「説明内容」ですが、初めに鳥獣保護区等の制度概要、次に諮問事項の鳥獣保護区等の指定、最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。

22 ページをお開きください。

県内における鳥獣保護区等の指定状況とその概要について、諮問対象のみご説明いたします。

まず、表の上段の鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図る区域として県内 111 か所を指定し、区域内では狩猟は禁止となっております。

次に、鳥獣保護区特別保護地区は、鳥獣保護区内のうち特に鳥獣の生息地の保護を図る区域で、県内で 4 か所指定しております。特別保護地区では工作物の設置や立木の伐採などが制限され、鳥獣の生息環境の保全を図っております。

次に、狩猟鳥獣捕獲禁止区域は、鳥獣の保護と農林業被害対策の両立を図る区域として、県内で 4 か所指定しております。この区域では、農林業に被害を与える加害獣として、イノシシ、ニホンジカの狩猟は可能となっております。

最後に、猟区は、狩猟鳥獣の保護を図る一方で、入猟者数を制限するなど、管理された狩猟区域として県内で 1 か所指定されております。魚に例えますと釣堀をイメージしていただければと思います。

続きまして、鳥獣保護制度の種類ごとに指定期間などをまとめた表になります。今回諮問対象となる制度は赤枠内となります。

指定期間につきましては、鳥獣保護区及び特別保護地区は原則 10 年、狩猟鳥獣捕獲禁止区域は 3 年、猟区は 10 年となっております。

指定された区域では、狩猟が禁止または一定の制限を受けることとなりますが、農林業に被害を与える鳥獣の捕獲を行なう有害捕獲や個体数の管理のために行なう管理捕獲は、指定区域内でも行なうことができます。

今回の諮問事項となります。4つの事項について審議会にお諮りするものであります。お諮りする区域の位置図となっております。

それでは諮問事項についてご説明いたします。

まず、富士山南鳥獣保護区特別保護地区の再指定についてであります。

当該区域は、富士山南斜面のおおむね五合目以上が区域となり、鳥獣の大規模な生息地として、昭和48年から鳥獣保護区特別保護地区に指定されております。このたび、令和5年11月1日から令和15年10月31日までの10年間の再指定について諮問するものであります。

こちらの赤色の網かけの部分が富士山南鳥獣保護区特別保護地区となり、周りの薄い赤色の区域が富士山南鳥獣保護区になります。

また、図には示しておりませんが、山梨県側となる富士山北側斜面は鳥獣保護区に指定されており、富士山一帯が鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区として指定されております。

指定区域の現状です。

当該区域は、国立公園特別地域に指定された自然環境豊かな地域で、その全域が国有林となっております。富士山に残された数少ない原生林で、希少種を含む野鳥などの動植物の貴重な繁殖地、生息地となっております。猛禽類も多く生息が確認されており、生態系の豊かさがうかがえる地域となっております。

鳥獣の生息環境が優れている一方で、ニホンジカの個体数の増加が課題となっております。県では、平成24年度からニホンジカの管理捕獲を開始し、適切な個体数の管理を実施しております。

こうした現状を踏まえ、今後も動植物の貴重な生息地となっている環境を保全するため、鳥獣保護区特別保護地区としての再指定についてお諮りするものであります。

続きまして、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定についてであります。

今回お諮りする3地区につきましては、もともとは鳥獣保護区に指定しておりましたが、イノシシなどによる農作物への被害が多いことから、イノシシ・ニホンジカの狩猟を可能とする狩猟鳥獣捕獲禁止区域に、東山口地区と西方地区は平成23年から、小笠山地区は令和2年から指定替えをしております。今回、令和5年11月1日から令和8年10月31日までの3年間の再指定について諮問するものであります。

こちらの赤色で囲まれた区域が東山口地区、黄色で囲まれた区域が西方地区となります。東山口地区と西方地区の間には里山があり、一体で指定している区域となります。小笠山地区の区域となります。区域内は緑豊かな丘陵地となっております。

区域内の状況です。

イノシシなどによる農作物の被害を抑制するため、鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定を変えておりますが、地域住民からは「依然としてイノシシによる被害が多い」との声が上がっております。

有害捕獲によるイノシシの捕獲数ですが、年度によりばらつきがございますが、毎年一定数の捕獲実績がある状況です。イノシシによる農作物への被害はおおむね横ばいで推移しており、依然として減少傾向は見られない状況となっております。

現地の状況ですが、イノシシによるタケノコの食害や掘り起こしなどの被害が確認できます。区域内の里山に生息するイノシシが隣接する田畑に出没するため、電気柵の設置などの獣害対策が実施されております。

以上のとおり、鳥獣が多く生息する里山が保全されている一方で、イノシシによる農林被害が減少していない状況です。このため、鳥獣の保護と狩猟による獣害の抑制を図るため、イノシシなどの狩猟を認める狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定についてお諮りするものであります。

次に、井川湖鳥獣保護区の区域変更を伴う期間更新についてであります。

当該地区は静岡市葵区の井川地区にあり、山岳地帯の自然環境が豊かな地区で、野生鳥獣の種類も豊富であることから、昭和38年に鳥獣保護区に指定しております。このたび、指定区域の変更を行なった上で、令和5年11月1日から令和10年10月31日までの5年間の期間更新を行なうものであります。

当該地区は、県民の森や登山などの来訪者が多く、県民が自然と触れ合える貴重な区域で、希少種の生息も多く確認されております。現在、赤枠内を鳥獣保護区に指定しておりますが、区域の見直しを行ない、緑色の区域を鳥獣保護区に指定することを予定しております。

区域内の状況です。

鳥獣保護区の期間更新に当たり、地元住民や森林組合、猟友会などと協議を行ないました。その結果、鳥獣の増加により農作物への被害や樹皮はぎ被害が多いことから、区域見直しの要望が上がっております。

一方で、県民の森や山伏峠に至る登山道などは来訪者が多く、「県民が自然に身近に触れる場として鳥獣保護区に指定する必要がある」との意見も上がっております。

現状を見ますと、今回指定する区域には、県民の森や井川少年自然の家、リバウエルスキー場などの施設があり、多くの人を訪れる区域となっております。新たに指定する山伏峠は、登山道が整備され、登山者が多い区域となっております。

鳥獣被害の対策であります。有害捕獲で、特にニホンジカの捕獲頭数が断トツに多く、さらにその頭数も増えている状況となっております。

こうした状況を踏まえ、令和4年度より、隣接地の井川梅地地区をニホンジカの重点捕獲区域に指定し、管理捕獲による適正な個体数管理に取り組んでおります。

井川地区の森林では樹皮はぎの被害が多く発生しており、樹皮はぎが原因で樹木の劣化が確認されております。また、井川湖周辺の集落では、集落全体を防護柵で囲むなど、地域全体で鳥獣害対策に取り組んでおります。

このため、鳥獣の生息環境の保全を引き続き図る一方で、地域住民との共生も重要な課題となっております。今回の更新では、鳥獣の保護と県民が自然と触れ合える環境の保全を図る一方で、井川湖周辺において狩猟による獣害の抑制を図るため、鳥獣保護区の区域の見直しについてお諮りするものであります。

なお、鳥獣保護区の期間更新は通常10年で行なっておりますが、区域の見直しによる影響を確認するため、今回の指定期間は5年間としております。

次に、西富士猟区の維持管理に関する事務の再委託についてであります。

当該区域は富士宮市の朝霧高原にあり、昭和38年から富士宮市が猟区に設定し、その維持管理に関する事務を一般社団法人全日本狩猟倶楽部に委託しております。今回、令和5年11月1日から令和15年10月31日までの10年間について、猟区の維持管理を全

日本狩猟倶楽部に再委託することについて諮問するものであります。

こちらの青色の区域が、富士宮市が猟区として設定を予定している区域となります。国道 139 号線が区域の中心を通り、周りには草原が広がっており、キジなどの鳥類が多く確認できる区域となっております。区域内にはキャンプ場やゴルフ場などもあり、レジャーなどで訪れる人も多いエリアとなっております。

また、県境を挟み山梨県側には本栖猟区が設定されており、こちらも設定者である富士河口湖町が全日本狩猟倶楽部に維持管理事務を委託しております。

委託先となる全日本狩猟倶楽部の概要です。

昭和 9 年に創立した民間狩猟者団体で、平成 24 年に一般社団法人に移行しております。狩猟家のモラル向上や猟犬の普及などを目的に設立され、現在は雑誌の発行や猟犬の競技会の開催などの事業を行っております。

全日本狩猟倶楽部への委託事務の内容です。

委託事務は、開猟日における入猟者の案内や猟区内の監視などの狩猟の管理のほか、キジの放鳥や、野鳥を襲う獣類の駆除などを、地元猟友会の協力を得ながら行っております。

西富士猟区の開猟の状況であります。

西富士猟区では、開猟日を 1 月の第 2 土曜・日曜に定め、年間 2 日間の開猟日を設定しております。管理された狩猟を行なうことで、狩猟鳥獣であるキジなどの保護・増殖に努めております。

全日本狩猟倶楽部は、昭和 38 年から猟区の運営を行ない、そのノウハウを有しており、維持管理の状況は良好であります。また、山梨県側の本栖猟区の維持管理事務も富士河口湖町から受託しており、2 つの猟区一体で維持管理を行なうことが可能となります。適切に猟区を運営するために、全日本狩猟倶楽部に事務を委託することの必要性についてお諮りするものであります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

今回の諮問は鳥獣保護管理法に基づくものであります。諮問事項について答申をいただいた場合、環境大臣への届出を経て県公報に告示を行なうこととなります。11 月から始まる狩猟期に間に合わせるため、審議会から 9 月までに答申をいただければと考えております。

なお、西富士猟区の維持管理事務の委託につきましては、静岡県環境審議会条例第 5 条第 5 項により、部会の決議をもって審議会の決議とすることとなります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(会長) どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。それではお願いします。質問はありませんか。

(委員) 鳥獣と地元住民の皆さんとの共生ということでこういう指定をされているというのはよく理解しましたが、分からなかったのは、西富士猟区のほうを長年全日本狩猟倶楽部にお願いしているということで、山梨県側のほうもされているので、経験も豊富ですし当然統一してやれる等、地元の猟友会の方の協力を得てというご説明でしたけど、ホームページ等を見ると、あまり更新されていないような雰囲気、心配ということと、それと、後継者というと、猟友会の方たちも増えていかないと。若手を人材育成して管

理していく、願わくば地元の方が管理するというような形のほうが本来はいいと思います。そういう意向というののもあっていいのではないかなと感じてしまったのですが、どうしても「ずっとしているからここが信頼が置けるので」という形になるのでしょうか。今後のことも含めて、気になったので質問します。お願いします。

(自然保護課長) まず、この全日本狩猟倶楽部につきましては、地元の猟友会の方も会員になっておりまして、管理につきましては地元の方を中心にやっていただいているとお聞きしております。

ご指摘がありましたとおり、確かにこちらの会も、ほかの猟友会とかと同じように高齢化が進んでいるということで、そちらが課題と聞いております。

あくまでもこちらの猟区につきましては、現在キジを放鳥して、それを、年の2日間だけですが、繁殖もしつつ狩もするという形になっています。ここで狩をすることによってほかの部分が守られるということもございますので、確かに高齢化した組織を今後どうしていくかというのは大きな課題となっておりますが、保護をしていくということであれば、もしこの猟区として成り立たなくなった場合には、やはり鳥獣保護区にしていくとか、そういう流れになっていくかと思っております。

以上になります。

(委員) ありがとうございます。

(会長) ほかにございますか。

(委員) 今回の諮問事項につきましては、部会のほうで議論させていただくという流れになるかと思いますが、昨年度、愛鷹山の特別保護地区につきまして、同じように更新の年度を迎えて再指定の議論を行ないました。

その際に部会の委員の先生方から出てきた意見が結構ありまして、1つは、出てきた線というか、区画をそのまま追認するような再指定ではなくて、その線が適切かどうか、周囲の状況を鑑みながら、特に最近では行政の方々から「30by30」などという言葉聞く機会が多くなってきていますので、「面積を拡大できるようにであれば拡大することが可能かどうかという議論をするとか、あるいは特別保護地区を鳥獣保護区の中で広げるとか、そういうふうな議論が必要ではないか」という意見が出たものですから、今回の議論に当たっては、周辺の状況とか、あるいはほかの制度がかかっているか。特に、富士山の南の鳥獣保護区につきましては、国立公園などと重複していますので、そういうラインとの比較をしながら、面積を拡大するとかしないとかという議論をしていくことになるのかなと思っております。特に井川の鳥獣保護区につきましては、区域変更が行なわれることによって面積が変わるものですから、その増減をどう解釈するのかというあたりも出てくるのと考えています。

それから、もう1点昨年度の部会で出てきた話としては、ただ単に区域の再指定を行なうというだけにとどまらず、その区域の中の鳥獣の生息状況が現在どうなのかということの最新のデータを出していただいて、「種数が増えているのか減っているのか。減っているとすれば保全対策が必要ではないか」「昨今の状況を見ると、ニホンジカの増え過ぎという場所が多くなっているのか、そういう場所では個体数の管理のような考え方をもう少し徹底しなければいけない」とかという、「ただ区域の指定を更新するだけではなくて、その区域の中の環境がどう今変化しているのかというふうなデータも議論には必要ではないか」というような意見が出てきたものですから、それらを踏まえまして部会で議論をして、9月の審議会にはまとめた結果をお伝えできればと考えております。

以上です。

(会長) 方針を述べたということによろしいですか。

(委員) はい。

(会長) 楽しみにしておりますので、部会のほうで審議をお願いいたします。

ほかにございますか。

すみません。私、1点だけお願いしたいんですが、PowerPointの11のほうで、ページ数は26ですが、「課題」になっているんですが、「ニホンジカの適切な個体数管理の実施」というのは、課題は課題なんですが、具体的には、何か方針というんですか。ニホンジカの被害は相当ひどいと思うんですね。ですから、「今のところこういうような方針でいる」とか、何かそういうものを説明していただけますか。

(自然保護課長) ニホンジカの課題につきましては、特に伊豆地域と富士地域ですね。そちらのほうで非常に増えているということで、本来であれば1km²当たり3から5頭が適切な数ということですので、今それが、すごくざっくりな言い方ではあるんですけど、伊豆とかですと5～6倍の数字になってしまっているということもありますので、例えば具体的に数字で言いますと、今伊豆のほうで、大体、あくまでも推定にはなるんですけど、幅があるんですけど、2万3,000から3万6,000とかということで、それを目標としては4,600頭。富士のほうでは1万6,300頭ぐらいを2,400頭ぐらいにしていこうということで、今管理捕獲を一生懸命やっております、そちらのほうで数を減らすという取組をしております。

シカは、生まれてもう翌年には子供が産めるということで、どうしてもどんどん増えていってしまうということで、県としても雌ジカの捕獲を特に強化をしてやっている形となっております。

(会長) ありがとうございます。ほかにございますか。

(委員) 委員長。

(会長) お願いします。

(委員) 指定に関しましては、特に部会長のほうからあった方針のとおりでございまして、今回、井川のほうが少し指定区域を南北に大きくしようということですので、これは山梨県の影響も出てくるようですから、そのあたりはしっかりと情報を部会のほうに提供してご議論いただければと思っております。今、少し委員長のほうからも指摘があって、それに対する回答なんですが、シカの頭数ですね。これが、自然共生社会の構築ということで、第4次環境基本計画の中期目標でいきますと、たしか7,000頭になっているんですね。これが2025年度の目標になっております。恐らくそれに基づいて今数値を答えられたのではないかなと推測しておるんですが、現状値では4万5,400頭ということでここはかなり開きがあって、昨年度も企画部会で千賀委員のほうから指摘があったかと思うんですけども、この中期目標は本当に成立するんだろうかというところをちょっと疑問に思っているんですね。ですから、何かしら中期目標に対しての妥当性といえますか、あるいはどういう計画をもってこの中期目標を達成しようとしているのかなというようなお考えがありましたら、指定区域とはまたちょっと異なってしまうんですが、お聞かせいただければと思います。

(自然保護課長) 取組としましては、先ほど申しました管理捕獲ということで奥地のほうを強化しているということと、あとやはり捕獲効率を上げていくということで、夜間にドローンを飛ばして赤外線でシカの位置を把握して、その情報を狩猟する方にお伝え

をして、その通り道とかに設置をして翌朝効率的に捕獲するとか、捕獲の確実性を上げるような取組を行なっております。

確かに今の現状値から目標値までというのはかなり厳しい状況であるかと思うんですけど、ただ、猟友会の方が中心にはなるんですけど、その方たちと情報共有をしながら、効率的な捕獲を行ないながら、その目標値の達成に向けて取り組みたいと思っております。

(委員) ありがとうございます。

(会長) よろしいですか。

(委員) はい。

(会長) 意見のほうもほぼ出尽くしたという形でよろしいですか。

この件につきましては、鳥獣保護に関する知識、経験等を有する方々により、専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、鳥獣保護管理部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) ありがとうございます。

Webのほうでご異議のある場合は、「挙手」ボタンにてお知らせください。なしでいいですか。異議なしということで。それではそのように決定いたします。鳥獣保護管理部会では、先ほど出ましたご意見を念頭に置きながら整理をしていただきたいと思います。なお、部会の検討結果については、また改めて本審議会に報告していただき、審議会として答申することといたします。

- ・河川における環境基準の水域類型の見直しについて

令和5年6月2日付けで知事から諮問のあった「河川における環境基準の水域類型の見直しについて」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) 続きまして、「河川における環境基準の水域類型の見直しについて」につきまして、生活環境課長から説明をお願いします。

(生活環境課長) まず、お手元の資料の37ページの資料2-1をごらんいただきたいと思います。生活環境課から、「河川における環境基準の水域類型の見直し」についてお諮りいたします。

「記」の欄に記載のとおり、沼川下流等5水域における環境基準の水域類型の見直しについて、本審議会にご意見を求めるものであります。具体的な内容につきましては、2枚おめくりいただきまして、40ページの資料2-3に基づいてご説明いたします。

ページ番号2をごらんください。

「環境基準について」であります。

「◎」で記載してありますとおり、環境基準は、健康の保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として国が定めているものであり、国、県、市町が施策を講じる上での目標となる基準であります。

「河川の環境基準」につきましては、有害な化学物質等27項目を基準とする「健康項目」と、pH、BOD、SS等を基準とする「生活環境項目」の2つに分類されております。

「健康項目」は、どの河川も全国共通の基準となっているのに対し、「生活環境項目」は、きれいなほうから「AA」「A」の順で「E」までの6段階の水域類型を指定して、その類型ごとに基準値が設定されております。今回は、このうちの「生活環境項目」の水域類型の見直しをお諮りするものであります。

基準値の詳細は、41ページのページ番号3に記載のとおりであります。

ページ番号4をごらんください。

「水域類型の設定状況」についてであります。左上に記載のとおり、上水道など明確な利用目的がある河川や、大規模な開発計画等、河川環境の大きな変化により汚濁の進行が予測される河川を指定されることが環境省の通知で示されており、県内では42河川60水域で水域類型を指定しております。

42ページのページ番号5をごらんください。

昨年度策定した水域類型の見直しに係る基本方針に基づき、「対象とする水域」の欄に記載の、連続して5年以上、上位の水域類型の環境基準を達成した水域について、BOD75%水質値を基に上位の水域類型への見直しを検討してまいります。

ページ番号6をごらんください。

昨年度の環境審議会でお諮りした瀬戸川下流及び朝比奈川下流水域につきましては、「環境基準点が海水の影響を受けていることから環境基準の達成状況は判断できない」としまして、「見直しは実施しない」との答申をいただきました。

この答申を受け、昨年度改めて、瀬戸川下流及び朝比奈川下流水域の環境基準点を中心に調査いたしました。具体的には、環境基準点で1時間ごとに採水したり、環境基準点よりも上流の地点を採水するなど、海水の影響調査を実施いたしました。また、他の水域の海水の影響についても調査いたしました。

資料にはございませんけれども、汽水域。河川水の淡水と海水が接するエリアになり

ますが、この海水の影響につきましては、平成11年の環境省通知によりますと、汽水域に海水が22.22%混入するとホウ素、53.33%混入するとフッ素に環境基準の超過が想定されることが示されております。海水の塩素イオン濃度は1万9,000mg/Lと言われております。これに環境省通知の22.22%を掛け合わせた約4,200mg/L以上の塩素イオン濃度のある水域は、今回は見直しを見送ることといたしました。

なお、昨年度の調査結果や環境省の通知などを踏まえて考え方を整理して、今後、今申し上げた海水の影響が懸念される環境基準点の取扱いは検討してまいりたいというふうに考えております。

43 ページのページ番号7をごらんください。

表に記載のとおり、上位の水域類型の環境基準を5年以上連続して達成した水域は14あります。このうち海水の影響が懸念されている水域は、「備考」欄に記載のとおり5つありますが、この5つの水域については本年度の見直しは見送ることとし、本年度は、市町と連携して計画的に見直しを行なっていくため、黄色で着色してある部分になりますが、10年以上連続して上位の環境基準を達成した5つの水域の見直しを行ないたいと考えております。

44 ページをおめくりいただきまして、ページ番号9は、見直し対象の5つの水域を地図に落とし込んだものであります。

ページ番号10をごらんください。

「環境基準の水域類型見直し（案）」についてであります。

1 段目の沼川下流の現在の水域類型は「D」で、BODは8mg/L以下の基準が設定されておりますが、5年連続して3mg/L以下となっており、2 類型上位の環境基準を満たしておりますので、「B」に見直したいと考えております。

2 段目と3 段目も2 類型上位の環境基準を満たしておりますので、興津川下流は「B」を「AA」、丸子川は「C」を「A」に見直したいと考えております。

4 段目と5 段目は1 類型上位の環境基準を満たしておりますので、逆川下流は「C」を「B」、伊佐地川は「B」を「A」に見直したいと考えております。

最後に、45 ページのページ番号11をごらんください。

「今後の予定」につきましては、水質部会でご審議いただいた上で、審議会報告、答申、その後の河川管理者との協議等を経て告示を行ない、令和6年4月から新たな水域類型を適用していくという手順を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(会長) ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。

それではお願いします。特にないですか。お願いします。

(委員) この沼川下流というのをずっと拝見しておりまして、製紙工場が大きくあるところが、多分周辺の工場の方の非常な努力によって、数値が8から平均2点幾つまで大きく下がっていると。すばらしいなと思って拝見しておりましたが、丸子川なんかもかなり下がっているんですね。今後こういう形で水域の類型を見直していく上で、地域の方のアセスメントということも含めて、どういう点がこの改善に対して大きな影響を及ぼしたのかなというようなことについて、県側のほうとして何か情報をお持ちでした

ら教えていただけないでしょうか。そして、それをほかの部局等と情報共有して、より水質改善のほうにつなげていただければと考えているんですが、何かしらご意見がいただけたらと思います。

(生活環境課長) ご質問ありがとうございます。

本来であれば、そういった情報もこの場でご提供できればよかったですけれども、実はそういった分析。これが、なぜこうやって河川の状態がよくなったのかというのを、今まさに市町に要因を確認しているところでございます。また改めてご説明できればと思っております。以上であります。

(委員) ありがとうございます。私、委員になりまして何度かお話しさせていただいたんですが、例えば下水道の完備ということによって水質の改善が見られた場合には、河川の水質というのは、やはりマスフローと、それからクオリティフローとあって、水質が非常に改善されたとしても、水量自身が河川から下水道のほうに流れていってしまう可能性もありますので、そういったことも含めますと、やっぱり水量という観点では地域の環境を考える上で重要な一因子かと思われまますから、ぜひ「なぜこんなに下がっているのか」ということについてご検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。ほかにございますか。お願いします。

(委員) スライド番号7番を見ていただきたいです。水域名の記載があってその横の「備考」欄に「海水の影響懸念」とありますが、海水の影響が懸念されるというのは、観測地点が海に近過ぎるということでしょうか。今回、河川の水域類型の見直しを避けているというところもあるように感じていますが、測地点をもう少し河川の上流部へ替える予定等、将来どのように対応するのか、方針があればお聞かせ下さい。宜しく申し上げます。

(生活環境課長) ご質問ありがとうございます。

今委員からご質問いただきましたとおり、先ほど資料もなく口頭でただ単純に読み上げてしまいましたけれども、塩素イオン濃度によって、この「海水の影響懸念」というところを記入しているか記入していないかと。具体的に申しますと4,200以上、5,000だとか、中には1万を超えているような、ほぼ海水と同等のところというのがありますので、それが、河川の水域類型の見直しとなると、生活排水によってどれだけ河川が汚れているとか、そういったことが水域類型を設定する上での重要な視点になりますので、まさにその在り方というのをどういうふうにしていくかというのは、今後考えていかなければいけない検討課題だと思っております。現時点で「こうしていきます」というところまでは今申し上げることができませんが、また水質部会の中でご議論いただいて、方向性というのを定めていきたいと考えております。

以上であります。

(委員) ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。ほかにございますか。

(委員) 説明を聞き逃しただけかもしれませんが、スライド番号7番なんですけど、環境基準を5年以上連続して達成した14水域の中で、10年未満の11番から14番までは今回は見送って見直しの対象にはしなかったということなんですけど、10年以上に絞った理由などあれば、ご説明をお願いしたいと思います。

(生活環境課長) ただいまのご質問につきましては、確かに5年以上となりますと、こ

のページ番号7番の、11、12、13、14の河川も、それぞれ8年、6年、5年ということで経過はしておりますけれども、実は、今回黄色く塗ってあります5つの河川につきまして、これは市町の意見というのも確認しております。市町が、そういった水域類型見直しをする、上位類型に繰り上げるということについて、意見として賛成しているところばかりではないということになります。これは、冒頭申し上げましたとおり、水域類型の設定というのは、ある意味行政目標につながるものであるということもありますので、そういったことも含めて、市町とじっくりと計画的に連携して見直していくために、数を絞り込んで、今年度はこの5つの水域について見直しを検討していきたいというところであります。以上であります。

(委員) ありがとうございます。

(会長) ほかに。よろしいですか。

この件につきましては、水質に関する知識、経験等を有する方々により、専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、水質部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) 会場のほうは異議なし。ありがとうございます。

Webの方は、ご異議のある場合は「挙手」ボタンにてお知らせください。ないですか。異議なしということで。それではそのように決定いたします。

水質部会では、先ほど出ましたご意見を念頭に置きながら整理をしていただきたいと思います。なお、部会の検討結果については、また改めて本審議会に報告していただき、審議会として答申することといたします。

・流域水循環計画の策定について

令和5年6月2日付けで知事から諮問のあった「流域水循環計画の策定について」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) 続きまして、「流域水循環計画の策定について」につきまして、水資源課長から説明をお願いいたします。

(水資源課長) 46ページの資料3-1をごらんください。

諮問事項は、流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方でございます。

続きまして、資料3-2をごらんください。

諮問理由についてご説明いたします。

県は、記録的な猛暑や集中豪雨等の異常気象に伴う水循環の変化に的確に対応するとともに、開発行為等による水循環への影響を懸念する県民の不安を払拭するため、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図ることを目的に流域水循環計画を策定します。静岡県水循環保全条例第15条第3項に、「知事は、流域水循環計画を定めようとするときは、あらかじめ、環境審議会の意見を聴かなければならない」と規定されています。このため、今後、流域ごとに流域水循環計画を策定するに当たり、計画の構成、策定流域の設定等の流域水循環計画策定の基本的な考え方について、審議会の意見を聴くことといたしました。

48ページ、資料3-3をごらんください。スライド1ページになります。

県では、流域水循環計画を流域ごとに策定することを考えております。今後、流域ごとの計画策定に取りかかる前に、その前提となる計画の構成、策定流域の設定、計画の策定順など、基本的な考え方について諮問をします。

スライド2ページです。

まず、「計画の構成」について説明いたします。

水循環保全条例第15条では、「流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、必要な流域毎に流域水循環計画を定める」と規定しています。ここでいう「健全な水循環」とは、人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態を指します。

3ページになります。

流域水循環計画は、このように、静岡県水循環保全条例第15条において「計画を定める」と規定されているだけでなく、国の水循環基本計画においては、「地方公共団体は、流域水循環協議会を設置し、計画の策定に努めるものとする」と規定されています。

4ページです。

この水循環を保全するために、流域マネジメントのさらなる展開と質の向上を図ります。国の水循環基本計画において、流域マネジメントとは、「森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域、地下水盆等において、健全な水循環を保全するため、流域において関係する行政等の様々な主体が連携して活動すること」とされています。

本県においては、これまで個々に展開していた流域マネジメントについて、水循環を考慮し全体で取り組むことを考えています。このようにして流域マネジメントを展開することで、施策の目的、効果、課題等を様々な主体が理解し共有することで、一体感の創出につながります。その上で、連携して推進する必要がある課題については、より効率的に解決策につながることを期待されます。ひいては、産業や文化の発展など、人の

営みに重要な役割を果たしてきた健全な水循環を維持、保全することにより、経済の活性化や地域振興が期待されます。

5 ページです。

次に、計画の構成案について説明いたします。

こちらは、今後策定する各流域の計画に共通する構成案として審議していただくことを考えております。1 章では「現状と課題」、2 章では「理念や将来目指すべき姿」、3 章では「健全な水循環の維持又は回復に関する目標」、4 章では「目標を達成するために実施する施策」、5 章では「健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標」を記載することを考えています。

この構成案は事務局が作成した一例でありますので、今後、審議会において委員の皆様のご意見を聴くこととしております。

次に、主な章について簡単に説明いたします。

6 ページですね。

1 章の「現状と課題」については、関係各課から収集した現状や課題を基に整理します。

7 ページ。

2 章の「理念や将来目指すべき姿」については、水循環保全条例第 3 条の基本理念を基に決めていきます。

8 ページです。

4 章の「目標を達成するために実施する施策」については、水循環保全条例第 9 条から第 14 条に掲げる施策を軸に、関係各課で実施している施策を位置づけることを考えています。

9 ページです。

続いて、策定流域設定の考え方について説明します。

計画は流域ごとに策定するため、どの範囲を 1 つの流域とするかを定める必要があります。事務局では、河川の水系を単位とする流域を基に、地下水や利水の状況、特定課題の影響範囲などを考慮し策定流域を設定することを考えています。

10 ページです。

具体的には、まず、一級河川及び主要二級河川の水系単位に区分します。

11 ページ。

先ほどの水系区分図に、地下水の規制区域や農業用水など利水の供給範囲を重ねると、おおむね赤点線のような境界が見えてきます。

12 ページ。

以上から、県内を 8 圏域に分割する案が考えられます。

本案は一例でありまして、今後、審議会において委員の皆様のご意見を聴くこととしております。

13 ページです。

続いて、「計画の策定順」について説明します。

まず、各圏域における主な課題や県が実施している施策を抽出します。次に、既存データを収集・整理し、緊急性を判定する指標とします。これらの指標を用いて各圏域の現状や傾向を把握します。現状、課題、課題に関する施策から各圏域の緊急性を評価します。この各圏域の緊急性を比較し、緊急度の高いものから計画を策定します。こちら

についても、今後審議会において委員の皆様のご意見を聴くこととしております。

14 ページです。

最後に、「今後の予定」について説明します。

今後、水循環保全部会を3回程度開催する予定です。開催時期は、8月、11月、1月を予定しています。

以上で、流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。質問等いかがでしょうか。

(委員) 何もなければよろしいですか。

(会長) お願いします。

(委員) 非常に私自身は重要な条例に関する対策であると思っております。ちょうど2年前の7月3日の熱海市伊豆山地区の土砂災害に基づいて、こういった条例がしっかりと役立っていくものと考えております。今回、基本的なアウトラインをご紹介いただいたということで、私はまずその基本的なアウトラインに賛成でございます。

一方、ぜひお願いしたいところが1点ございまして、それは緊急性ということでございます。今回、静岡県水循環保全部会の中での15条に基づいて進めていただいております。今後環境審議会が関係してくる内容としては、16条であろうというふうに思っています。要するに、見直しをしたり、今後策定したものを地域に関して検討する場合も、たしかこの審議会は絡んでくるというふうに思ったときに、当初指定するときに、どういう緊急性をもってその地域を指定していたのかなというような情報があると、今後振り返るときに役立つかと思えます。

そういうわけで、現時点では策定に当たってどういう緊急性というものを条項として考えておられるのか、情報をお持ちでしたら教えていただければということでございます。

以上です。

(水資源課長) ご質問ありがとうございます。

計画策定に当たっての緊急性。流域、圏域を設定するということがございますけれども、まず各圏域で抱えております課題ですとか施策、あるいは目標等を整理いたしまして、その具体的な指標を、これは審議会の中でまた先生方にご相談していくことになるんですけども、水量ですとか水質ですとか自然環境といったものを踏まえまして、総合的に全圏域的に課題となる指標で緊急性を決めるのか、あるいは先ほど申した圏域で分けて、その中で特に緊急性の高い指標で整理して順位を決めていくのか。そういったことを、審議会の中で先生方のご意見を伺いながら整理していきたいというふうに考えております。

言われたとおり、策定順の考え方を決めて、これは2月に県の水循環保全部で策定順は決めていきますけれども、やはりその後、社会情勢の変化によって課題や緊急性といったものは変更も起こり得ますので、また柔軟に計画の策定順の決定は対応していきたいと考えております。

以上です。

(委員) ありがとうございます。的確にご回答いただきまして、大変ありがたく存じます。

河川の場合は、河川管理者と流域市町の管理者というものがございますから、そういった方々とぜひ情報共有しながら緊急性の指標を抽出していただければと思っております。

以上です。

(会長) ありがとうございます。ほかにございますか。お願いします。

(委員) まず1つ目は、上手に流域ごとに区切っていただいたのですが、市町が複数関わっているところとか、あるいは伊豆の海岸部だけの部分だとか、特徴があってですね、基本的には、多分この流域の計画をつくるに当たっては、市町の考え方というか、例えばまちづくりのマスタープランだとか、いろいろなことが影響してくると思うので、その辺での調整ですよ。県が勝手に決めるわけにはいかないことなので、そういう調整で、緊急性とかを考えるのもなかなか難しいと素人としては思ってしまうんです。市町がどうお考えになっているのかということと、今後進めていく体制みたいなことが整っているのかどうかということが1つです。お願いします。

(水資源課長) ご質問ありがとうございます。

まず、策定流域の圏域の設定につきましては、先ほど1つの例として、事務局が考えている案ということをお示しさせていただきましたけれども、当然これを進めていく中では、これまでも、水源保全地域の指定ですとか、今後この圏域設定をするだとか、その圏域の中で課題になっているというようなことは、関係市町—この流域水循環計画を進めていくに当たっては、県の部局や、市町の関係各課は把握、整理しておりますので、意見を聴きながら、それも踏まえた上でまず圏域設定をしていくということになります。

各圏域の中で流域水循環計画を策定していく場合には、これも確定ではございませんが、計画を策定する協議会のような組織を設置しまして、またその協議会の中で関係する行政もございましょうし、地域の、いろんな市民団体の方ですとか、農業関係の方ですとか、森林関係の方ですとか、そういった関係の多様な主体の参画の下、計画のほうは策定していきながら、また環境審議会の皆様のご意見を伺って、最終的に決定していくといったような予定にしております。

(委員) ありがとうございます。

それにしても大変だなと考えますし、河川整備計画だとか、いろいろな計画を流域の方は立てておられるので、バランスを上手に取っていただいて、スムーズに進行していただけるといいと思います。

それともう1つは、流域ごとにどういう形で決まるか分かりませんが、一番大事なのは「理念や将来目指すべき姿」ということだと思います。皆さんがどうしたいのか。ぜひいろんな方の意見を聴いていただけるような形でやっていただいて、夢を持ってこういう計画を皆さんが認知できるというか、そういう形で進めていただけたらいいと思います。お願いします。

(水資源課長) 貴重なご意見ありがとうございます。参考にして、策定のときに、ぜひしっかりと念頭に置いて策定していきたいと思っております。

(委員) 以上です。

(会長) ありがとうございます。

ほかにございますか。お願いします。

(委員) 「計画の構成」のところでお願いをしたいと思います。

「目標を達成するために実施する施策」。本当にこんなたくさんの施策をしていただけて、農業の現場があまり困らなくなるとありがたいなと非常に期待をしております。

でも、実際のところにおきますと、工業用の取水、あるいは排水というものも非常に多く見られることになるのではないかなと思っておりますので、その辺の視点を入れていただきたいのと、私どものところだと、高潮による被害が食い止められるように河川を一度閉鎖するところがあるんですけども、そのところの維持管理をする農民が非常に高齢化をしております。そういう施策も、一体そこを誰が賄うのかというようなところも、きちんとしていただければありがたいと。

うちのところは、もう本当にそっちのほうが一番水に対しての困るところで、高潮で海の水が入ってきては大変なので川をせき止めます。その上で、川へ流れた水をポンプアップして海のほうへ流すという作業をします。そのときに流れてきた川の水は、当然わからでも木でも何でもみなさらってくるわけです。それを取り除く作業を、農民たち、田んぼを持っている人たちが、自分の田んぼがあふれないようにということで、本当に雨の中ずっと作業をしているわけですけども、時々「おまえらも来いよ」という声がかかるほど結構厳しい作業であります。ですから、その人たちが高齢化してそれをやれなくなると、うちの地域は水浸しになることは間違いない。そういう例が何年か前にありました。

ということで、自分の田畑が3日も4日も水が引かない状態になったものだから、それ以降皆さんがそうやってくれているわけですけども、地元の住民がそれをやれなくなったとき、そういう作業は一体誰がやるんだろうかということもあって、そういうことも少し施策の中に盛り込んで、何かしら早めの手を打ってもらえたらいいのかなと思います。その後海に出るごみの量も非常に大きな問題にはなるんですけども、そこでたまってしまったら多くの家屋が水につかりますので、そのことも考えて施策をしていただけたらありがたいと思います。

実際のこのところで、本当に農業がいろんな意味で水をためる役割をしているということを認めていただけるのは非常にありがたいのですが、一方でそういうこともあるかなと思います。生態系に配慮した河川の整備は絶対やってほしいと思いますけれども、そのことがかえって誰を追い詰める結果になるということも少し考えていただけたらありがたいと思います。どうでしょうか。

(水資源課長) これも貴重なご意見ありがとうございます。

今、利水の関係では、農水のこととか、また工水のこと、あるいは排水のことも含めて施策に展開して考えてほしいということと、あと切実なところといたしまして、今いわゆる水田地域、低平地に大雨が降ったときにゲートを閉めて、いわゆる湛水してしまうようなところについては確かにポンプで強制排水しているんですが、その後の状況というや、人海戦術ですとか、おっしゃったとおりのことで、地域の方々が排水対策を行なうのにも非常にご苦労なさって、その後もそういった処理をするというのは大変なご苦労をされているということもお聞きしておりますので、そういったところも議論して、流域の地域の課題に応じてプランの中に取り入れていきたいと考えております。

以上でございます。

(委員) よろしく申し上げます。

(会長) ほかにほよろしいですか。

(委員) もう1個質問しようと思って忘れていたんですが、49ページのスライド4の「計画の構成」の中の「策定効果」というところ。3つの「・」があって、最後の「・」が前の資料と変更になりましたよね。

(水資源課長) すみません。今ちょっと聞き取れなくて。

(委員) 「計画の構成」の「流域水循環計画の策定効果」というところですか。

(水資源課長) 一番下、3つ目の「・」が。

(委員) その一番下の3つ目の「・」。これを変更されましたよね、今回の資料は。

(水資源課長) ええ、これは変更しました。

(委員) 以前は、「人の営みと健全な水循環の保全の両立による経済及び地域振興の活性化」だったのですが、今回変更されたのが「産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた健全な水循環を維持、保全することによる経済活性化・地域振興」になっているんですね。ということは、今までは保持することが重要で、その上で今の状態を守りましょうということに重点が置かれている書き方しておられて、前のほうが進んでいく感じの、経済と地域振興の活性化を保全との両立によってつくっていくという印象を私は持っていたので、後退している雰囲気があったんですけど、変えた理由を教えてください。

(水資源課長) いろいろ総合的に私どもが練って議論していく中で、言葉の使い方として、ここは「人の営み」云々というところだったんですけど、「産業や文化」というような言葉をこの中では使いたかったということになります。

(委員) 「人の営み」と言うと、本当に自然を使った、共生した——農業も含めてですけど、何かそういう感じがあるんですけど、「産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた」と言うと、割とそこも制限される雰囲気になってくるというのは最初に読んだときに感じたので、いろんな計画がある中で、この水循環計画というのがどういう位置づけで、どういう役割を果たすのかということにすごく関係していると思うんですけど。効果と考えると。

(水資源課長) また今後いろいろご意見をいただきながら考えさせていただきます。ありがとうございます。

(委員) 細かいことをすみません。

(会長) 「人」を入れたほうがいいのかということですか。

(委員) もう少し発展的にこういうのを使っていって、本当によい循環型をつくっていくという、何か「そういう効果を目指すんだ」というのが欲しいなと思いました。

(会長) よろしくお願いします。

長くなりましたので、よろしいですか。

この件につきましては、水循環に関する知識、経験等を有する方々により、専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、水循環保全部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) 会場のほうでは異議なしということで。

オンラインの方は、ご異議ある場合は「挙手」ボタンにてお知らせください。ないですかね。異議なしということで。それではそのように決定いたします。

水循環保全部会では、先ほど出ましたご意見を念頭に置きながら整理していただきました

いと思います。なお、部会の検討結果については、また改めて本審議会に報告していただき、審議会として答申することといたします。

諮問のほうはこれで終わりです。

(3) 部会審議結果等の報告

・温泉部会審議結果

令和5年1月26日に諮問され、温泉部会部会で審議（2月13日）後、答申された、「温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請」について、部会長から審議結果が報告された後、質疑応答が行われた。

(会長) 本日は、部会からの報告事項が1件あります。「温泉部会の審議結果」について報告を求めます。それでは温泉部会長、よろしく願いいたします。

(委員) 去る令和5年2月9日に開催いたしました令和4年度第3回温泉部会の審議結果について、ご報告申し上げます。お手元の資料、右上の「資料4」、ページ番号では55です。「温泉部会審議結果（令和4年度第3回）」をごらんください。

諮問事項のうち、温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請に係る第1号及び第2号議案につきましては、審議の結果、「申請のとおり許可することが適当である」という結論をいただきまして、2月13日付けで知事へ答申したものでございます。

温泉部会の審議結果は以上でございます。

(会長) どうもありがとうございます。

ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。この報告においては、よろしいですか。

以上をもちまして、本日予定された議事は終わりましたが、ほかに何かございますか。よろしいですか。特になければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。